

公立大学法人神戸市看護大学不正防止計画推進委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第24号

公立大学法人神戸市看護大学不正防止計画推進委員会規程の一部を改正する規程  
公立大学法人神戸市看護大学不正防止計画推進委員会規程（2019年4月1日規程第23号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>公立大学法人神戸市看護大学不正防止計画推進委員会規程 (設置)</p> <p>第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程(平成31年4月規程第1号)第6条第1項の規定に基づき、神戸市看護大学における<u>公的研究費</u>(以下「<u>公的研究費</u>」という。)の不正使用の防止に係る<u>計画の推進</u>について調査審議するため、<u>公立大学法人神戸市看護大学教育研究審議会</u>の下に公立大学法人神戸市看護大学不正防止計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>公立大学法人神戸市看護大学研究推進委員会委員長</u></p> <p>(4) <u>公立大学法人神戸市看護大学研究倫理委員会委員長</u></p> <p>_____</p> <p>第3条 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第4条 (略)</p>	<p><u>研究インテグリティ・マネジメント</u></p> <p><u>研究インテグリティの確保</u></p> <p><u>理事長</u> <u>研究インテグリティ・マネジメント</u></p> <p>_____</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>学外の有識者</u></p> <p>(5) <u>その他理事長が指名し、又は委嘱する者</u></p> <p>(委員の任期)</p> <p>第3条の2 <u>第2条第4号及び第6号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する委員は、再任されることができる。</u></p>

(改正前)	(改正後)
<p>(所掌事項)</p> <p>第5条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第6条～第9条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>(4) <u>研究に係る利益相反マネジメントに関する事項</u></p> <p>(5) <u>研究インテグリティの推進に関する事項</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>1 <u>この規程は、2025年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>公立大学法人神戸市看護大学利益相反マネジメント委員会規程(2024年5月規程第2号)は、廃止する。</u></p>